

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき、平成26年2月24日から平成26年3月31日まで、本市乗合自動車及び高速鉄道の定期券の旅客運賃に係る指定代理納付者を次のとおり指定したので、京都市交通局会計規程第9条の3により公告します。

平成26年2月21日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

1 指定代理納付者の名称等

| 名称 | 住所 |
|---------------|-----------------------------|
| 京銀カードサービス株式会社 | 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 731番地 |
| 三井住友カード株式会社 | 大阪府大阪市中央区今橋四丁目5番15号 |

(交通局営業推進室)